明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務二三）　一

〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　四

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四七
会社その他
会社決算公告　四七

省令

○法務省令第二十三号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月六日

法務大臣　齋藤　健